



理性 情熱 友愛

三郷市立北中学校

挨拶一番 授業一番

花一番 清掃一番 歌声一番

第3学年 進路通信

平成29年2月21日

第56号

埼玉県公立高等学校の「志願先変更」及び「志願取消し」の手続きについて

◆「志願先変更」について

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができます。「他の学校への変更」、「同一校の学科の変更」、「第2志望のみの変更」が可能です。

- | | |
|----------|--|
| (1) 変更期間 | 2/23(木)～2/24(金) |
| (2) 受付時間 | 2/23(木)は、9:00～12:00、13:00～16:30
2/24(金)は、9:00～12:00、13:00～16:00 |

《手続きの流れ》

※2日目は時間が違います。

- ① 志願先変更の意思を担当に伝えます。(可能性がある人は、家族と相談の上、早めに申し出ること。)
- ② 「志願先変更願」と「新しい願書」を受け取り、北中で下書きし、担任のチェックを受けます。
→家庭で清書(保護者捺印も)し、担任に提出。 ※どの変更の場合も両方とも必要です。
- ③ 校長先生の承諾を得て、書類の準備・チェックをします。

提出書類は以下の通りです。

※志願先変更の手続きは「持参のみ」です。

・先に出願した高校へ「先に出願した高校の受検票」(生徒が用意)※忘れずに

「志願先変更願」(清書・保護者捺印、校長印) ※綴じて渡します

・新しい志願先高校へ「新しい願書」(清書・保護者捺印)・「新しい受検票」(清書)

「新しい調査書」(中学校で用意。校長印、綴じたもの) + 「志願先変更証明書」

※同一課程において志願先変更する場合は、改めて収入証紙の購入は不要です。

※定時制から全日制の課程に変更する場合は、不足の額(1250円分)の収入証紙を新しい願書に貼って消印しないで提出します。逆の変更の場合は差額は返却されません。

※一度納入した入学選考手数料(収入証紙代)は返還されませんので、県立高校から市立高校に変更する場合は改めて現金で納入することになります。逆に、市立高校から県立高校に変更する場合は改めて収入証紙が必要となります。

※「新しい成績分布表・一覧表」(中学校で用意します。)は中学校から郵送で提出します。

- ④ 担任の先生から必要書類を受け取り、先に志願した高校へ行きます。(行き方を調べておくこと。)
- ⑤ 先に志願した高校に着いたら、「先に出願した高校の受検票」と「志願先変更願」の2つの書類を提出し、その学校の受検を取消し、「志願先変更証明書」を発行してもらいます。
- ⑥ それを持って、新しい志願先高校へ行きます。(行き方を調べておくこと。)
- ⑦ 新しい志願先高校に着いたら、発行された「志願先変更証明書」と「新しい願書」・「新しい受検票」と「新しい調査書」の4つの書類を提出し、出願します。
- ⑧ 北中に戻り、3年の先生に「新しい受検票」を見せ、新しい受検番号の報告をします。

※もし、12時40分までに北中に戻れない場合は、給食は食べられないこととなりますので、北中に電話を入れ、自宅で昼食をとってきてください。また、下校時間(17時30分)までに戻れない場合にも、北中に電話を入れてください。(その後の指示を出します。)

Q1 調査書は入学願書と一緒に出願時に提出することになっていますが、志願先変更の際には、返却してもらえますか？

A1 **提出された調査書はお返しできません。**

志願先変更をする場合は、中学校長から改めて調査書の交付を受けて、変更後の高等学校に入学願書・受検票と併せて提出してください。

Q2 すでに一度志願先変更をしました。志願先変更期間内に再度変更したいのですが、できますか？

A2 志願先変更期間内に1回に限り志願先を変更することができます。

同じ高等学校の学科間の変更や第2志望の学科だけを変更する場合についても志願先変更と同様に志願先変更期間内に1回に限り変更することができます。

→つまり、**2回目はできない**ということです。

Q3 志願先変更をしようと思って、志願先変更期間の第1日目に志願先変更証明書の交付を受けました。しかし、考え直し志願先変更をせず元の志願先高等学校に戻りたいと思っています。可能でしょうか？

A3 先に志願していた高等学校から志願先変更証明書を交付された後（変更で出る手続きが終了した後）、その志願先変更を取り消すことはできません。予定していた変更先高等学校で手続きを行ってください。

→つまり、**志願先変更の手続きを始めてしまったら後戻りできない**ということです。

《志願先変更する前に、よく考えてほしいこと》

すでに出願をした高等学校というのは、これまで「自分が中学卒業後に何をしたいのか」、「どのような高校生活を送りたいのか」を考えて、実際にその高等学校の説明会や文化祭などに参加し、それをふまえて担任の先生と三者面談や二者面談を行い、家族とも相談して出願した高等学校のはずです。倍率を見て不安になったり、気持ちが揺らいだりする気持ちは分かりますが、それはどの受検生も同じです。**志願先変更をする前にもう一度よく考えてください。あなたがその高等学校を選んだ理由は何だったのか。また、その第1志望の高校をめざしてこれまで頑張ってきたのは何のためだったのか。決して軽はずみな理由や気持ちではなかったはず。ここで大切なのは、「倍率」という数字のみにとらわれて一喜一憂して振り回されないことです。**むしろ、その倍率を見て「絶対に合格を勝ち取るぞ」という決意を固めることが大切だと思います。**志願先変更後の確定した倍率が予想以上に高くなり、余計に苦しくなってしまったというケースもこれまでにありました。**また、短い期間内にたくさんの手続きをミスなく完了させなければいけないので、もしも志願先変更を行う場合には、**よく考え、家族や担任の先生とよく相談した上で行うようにしてください。**

◆「志願取消し」について

公立高等学校は合格したら必ず入学しなければなりません。すでに公立高等学校への出願は済ませていますので、**無断で公立高等学校の受検をやめることはできません。**志願を取消す場合は、**入学許可候補者発表(合格発表)の前までに、校長先生の承諾を受け、「志願取消願」と「受検票」をすみやかに志願先高等学校に提出しなければいけませんので、ご注意ください。**

※千葉後期出願後の「志願又は希望変更」「志願取消し」も、ほぼ同様な手続きが必要となります。